

23府政科技第49号
平成23年2月1日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

原子燃料工業株式会社東海事業所における核燃料物質の加工の事業の
変更許可について（答申）

平成22年6月21日付け平成21・06・04原第34号（平成23年1月14日付
け平成21・06・04原第34号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に
係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基
礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり
妥当と認める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 本申請に係る主な変更について

（1）加工の事業の変更許可内容の一部取りやめ

- ・現行の加工の事業の変更許可の内容のうち、出入荷ヤードIのペレット輸送物保管設備、出入荷ヤードIIの集合体輸送物保管設備及び運搬設備の設置の取りやめ

（2）建物の変更

- ・加工工場の南西側に容器保管室を設置
- ・廃棄物倉庫IIの北側及び東側に遮へい壁を設置

（3）貯蔵施設の変更

- ・加工工場の集合体貯蔵エリアIに地下式集合体貯蔵設備を設置
- ・容器保管室にペレット輸送物保管設備、集合体輸送物保管設備及び運搬設備を設置

（4）廃棄施設の変更

- ・廃棄物倉庫IIにおける再生濃縮ウランで汚染された廃棄物の最大保管廃棄能力及び保管場所を変更

（5）その他の変更

- ・加工工程に燃料棒の状態でヘリウムリーク試験等の検査を行う工程を追加等

2. 許可の基準への適合について

（1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請は核燃料物質の加工の能力を変更するものではなく、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められたとした経済産業大臣の判断は妥当である。

（2）法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る工事に要する費用は、自己資金により充当する計画であり、その確保に見通しがあることから、加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められたとした経済産業大臣の判断は妥当である。